

# Point

J R 東海 労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 50 2010. 05. 31.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

## 職務乗車証等の利用制限に関する 申し入れを行う！

5月24日、会社掲示板に「職務乗車証等の利用制限について」と題された掲示が貼り出されました。

掲示の内容は、JR他社の在来線改札口及び新幹線乗換改札口の一部で職務乗車証等の利用を禁止するというものです。

新大阪駅・京都駅で新幹線を利用する場合、新幹線乗換改札口は使えず、一度在来線の改札口を出て、新幹線直接改札口を利用しなければならないというものです。

また、禁止事項を守らない者については、職務乗車証等の不正使用として厳正に対処するとしています。

在来線から新幹線を利用する場合不便になることは必至で、新幹線モニター通勤者にとって通勤の度に不便を強いられることとなります。

## 一連の一部社員によるICカード等の 不正使用による会社の対策か？

最近、マスコミ等で鉄道会社社員のICカード等を利用したキセルが発覚したことが報道されていますが、ついにJR東海でも一部社員がICカード等の不正使用していたことが発覚し、処分したことが報道されました。そのために会社は、駅勤務の社員や乗務員などに対して、不正使用についての事情聴取などを行い、他にも不正がないかの調査しています。

今回、会社が掲示した「職務乗車証等の利用制限」はICカード等の不正使用を防止するための施策(対策)と考えられますが、日頃より社員は、職務乗車証等の使用に当たって取り扱いに細心の注意が義務付けられており、**職務乗車証等の利用制限は正しい使用を心掛けている社員にとっては不便を強いるものでしかありません。**

JR東海労大阪修繕車両所分会は、一部社員によるICカード等の不正使用によって、正しい使用をしてきた社員を苦しめるような職務乗車証等の利用制限は、なくすべきだと考え、申し入れを行いました。

<裏面に申し入れを掲載>

2010年5月28日

J R 東海労働組合  
新幹線関西地方本部  
執行委員長 船出 信政 殿

J R 東海労働組合  
大阪修繕車両所分会  
分会長 坂東 貞男

## 職務乗車証等の利用制限に関する申し入れ

5月24日、会社の掲示板に「職務乗車証等の利用制限について」と題された掲示が貼り出されました。JR他社の在来線改札口及び新幹線乗換改札口の一部での職務乗車証等の利用を禁止するというもので、先日来からマスコミ等で報道されている一部社員によるICカード不正利用を発端とする不祥事等、会社のICカード等の不正使用を防止する目的の施策（対策）と思われる。

社員は、日頃より職務乗車証等の利用については、取り扱いに注意するよう義務付けられており、今回の職務乗車証等の利用制限は正しい職務乗車証等の利用を心掛けている社員にとっては、不便を強いるものであり、到底納得がいかない。下記の申し入れを行うので、会社との協議をお願いいたします。

### 記

1. JR他社在来線改札口及び新幹線乗換改札口の職務乗車証等の利用を禁止した理由を明らかにされたい。
2. 在来線を利用して新大阪駅・京都駅から新幹線を利用する場合、新幹線の切符を購入する際窓口において最寄り駅から新大阪駅・京都駅までの切符あるいは、ICカードを提示しなければならない。  
よって不正等ができないと思われる。乗換改札口で職務乗車証等を利用することを禁止する理由を明らかにされたい。
3. 在来線から新幹線乗換改札口を通る際、職務乗車証等と在来線の切符を投入する、あるいは職務乗車証等を自動改札に通した後、ICカードをタッチすることにより、最寄り駅から新大阪駅・京都駅までの運賃等の精算ができ、不正をすることはできないにもかかわらず、乗換改札口で職務乗車証等を利用することを禁止する理由を明らかにされたい。
4. 新幹線を利用し新大阪駅・京都駅で下車し、新幹線乗換改札口を経て在来線を利用するとしても、最寄り駅では運賃を精算しなくてはならない。職務乗車証等で新幹線乗換改札口を利用しても差し支えないと考える。従来どおりの扱いでよいと思われるが利用することを禁止する理由を明らかにされたい。
5. 今回の施策は、先日来から問題となっている一部社員によるICカード等の不正が発覚し、それに対しての会社の対策と思われるが、社員は、日頃より職務乗車証等の利用については、取り扱いに注意するよう義務付けられており、今回の職務乗車証等の利用制限は正しい職務乗車証等の利用を心掛けている社員にとっては、不便を強いるものである。従来通り、在来線改札口及び新幹線乗換改札口で職務乗車証等を利用できるようにすること。
6. 新幹線モニター通勤者は、通勤時毎回のことであり、不正等を行うことがないので、職務乗車証等の利用制限から除外すること。